

保育総合研究会広報誌 NO. 46



発行所： 保育総合研究会事務局 平成23年12月
茨城県東茨城郡茨城町上飯沼1276-1 飯沼保育園内
TEL029-292-6868 FAX 029-292-3831
発行人： 会長 梶 沢 幸 苗

平成23年11月22日(火)午前10時から大分県日田市民会館において、第39回定例会及び自己チェックリスト研修会が行われた。

自己チェックリスト研修会 (10:00~12:00)

<テーマ> 「自己チェックリストより自己評価を考える」
講師 保育総合研究会 副会長 坂崎 隆浩



自己チェックリストを使い、自己評価をする上で大切なことは、評価をどうとらえていくのかということである。

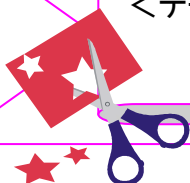
保育所の全体評価は、計画→実践記録(省察)自己評価→カンファレンス(園内研修)→共通理解→重視する課題→職員の連携→保育所全体で取り組む重点項目→保育所の自己評価→保育の改善・資の向上→保育課程へとつながる。



ここで大切なことは子どもの活動に対する評価だけでなく、そのためには保育所が、保育士がどういう保育をしたか、環境設定に対する保育士自身の評価が必要であること、また行った保育を保護者と話し合うことが開かれた保育につながり、評価はPDCAの評価とこのような評価を合わせ持つことがよいのではと思う。

基調講演 (13:10~13:45)

<テーマ> 「保育所保育の検証」
講師 保育総合研究会 会長 梶沢 幸苗



保育所は0歳からの保育に対応し養護と教育の専門的知識を有し、多くの子どもを保育することで得られる「個々の育ちの違いの情報」や長年積み上げてきた「保育の経験や記録が得られる実践の情報」は、乳幼児を抱える子育て家庭へ有効に還元できるものである。

次に、「保育環境が及ぼす育ちへの影響について」長期間の保育をマイナスイメージで捉える傾向にある子どもの育ちが事実なのか5歳児を対象にブロックを使い、保育歴3年未満のグループと保育歴5年以上のグループに分け、同じ条件で検証した。

3年未満の保育歴のグループの子どもは、一緒に遊んでいる友達との関わりは薄いものがあつたが、5年以上の保育歴のグループの子どもは他者との関わりを求め、複雑な

遊び方をしていた。これは次の成長段階の協同性を求める遊び方へと移行する力を身に付けていたのではないかと想像できる。

これらは、0歳からの疑似体験ができていた子どもの違い、保育所の0歳から2歳までの教育が出来ることでの証明となる。



講演 (14:00~15:20)

<テーマ> 子ども・子育て新システムの行方について
<講師> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局
保育課長 橋本 泰宏氏



11月16日の新聞において、保育所補助金の廃止案が掲載されていたが、厚労省としては、客観的に新システムが成り立っていかなくなると考えるためこの件については阻止していきたい。

1. 平成24年度保育対策関係予算概要要求について
24年度予算は29,869百万円増され、待機児童解消・多様な保育サービス充実し子ども・子育てビジョンの実現を推進する。また子育て支援交付金による新たな手法導入によるモデル事業や保育所施設整備などを行なう「安心こども基金」について期限延長等検討される。
2. 保育所関連状況の取りまとめについて
保育所の定員は平成22年4月から平成23年4月から4万6千増している。毎年定員増をしながらもまだ2万5千人の待機児がいる。待機児解消は並大抵ではない。
3. 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて
保育所におけるアレルギーのガイドラインが平成23年3月に作成された。いざという時のために、消防機関とあらかじめ保育所間でアレルギーの対応の打ち合わせをしてほしい。消防庁には通達を送っている。
3. 子ども・子育て新システムについて
* 基本制度WTを含めた今後の予定
7月に中間とりまとめが行なわれ、その後政権交代があり、10月18日に基本制度WTが再開された。主たるテーマは国と自治体の関係、都道府県と市町村の関係が議論された。次回11月24日の基本制度WTでは、事業主負担拠出金の取り扱いや国から地方への財源保障に子ども子育て包括金の導入について議論される予定である。医療、介護、年金分野も含め見直し、今後必要な社会保障を賄う税財源が整理され法案の提出となる。

* 子ども子育て新システムの基本的考えについて
基本的考えは、子育て家庭を社会全体で支えていくことである。幼保一体化は手段であり、どのような家庭環境であろうとも区別せず、受け入れる場を確保し支える体制を再構築する。また給付システムを一体化したものが子ども園であり施設体型の一体化は総合施設である。

* 総合施設子ども子育て会議の概念

子ども子育て会議の概念は、幼保を一体化して市町村が中心になりそれを国が支える。いわば、全ての子どもフルステップの総合施設である。3歳以上と3歳未満に分かれ、3歳以上児は学校教育をすべての子どもに保障する。また保育を必要とする子どもは学校教育の保障に加え、保護者の就労時間に応じての保育も保障する。そして総合施設は学校教育法と児童福祉法に位置づけられる。ただし3歳未満児の受け入れには全ての施設において必須ではないが受け入れが進むようにインセンティブを起す必要がある。

また幼稚園保育所の両方の機能を併せもつ認定こども園がある。施設の機能は併せ持っているが、手続きが施設体型ごとである。そのため、総合施設に移行することで行政の手続きも単一なものになる。

* 給付設計の全体像として

給付は、現金給付と現物給付がある。現物給付は、こども園給付と地域型給付・延長、病児病後児保育事業・放課後児童クラブがあり、最も中心なのはこども園給付である。総合施設、幼稚園、保育所、その他の客観的基準をみたした施設が、県より指定を受け、こども園給付を受ける。具体的に施設と個人が公的契約を結び、こども園に法定代理受をもとにサービスの原資として確実に給付が入る仕組みにする。

* 市町村の公的関与として

- ① ニーズを調査して市町村実施計画を立案、計画に沿って整備する。
- ② 保育の必要性を認定
- ③ 施設が保育需要を上回っている場合利用調整
- ④ 契約による利用が困難な場合は市町村が措置
- ⑤ 利用料の支払い未納で、支払い困難な場合は強制徴収する権限をもつ

* 指定の仕組みについて

指定基準を決めるルールや、決め方のプロセスの透明性を確保し手続きに乗っ取って行なう。需要が、供給を上回っている場合についての新規参入は、手続きにのっ取って、指定権者の立場でこのエリアでは必要ないと事前に明らかにして判断する。また、すでに参入事業所の指定更新は可能の限り抑制的に行なう。強制的な形で、指定更新をしないというのではなく、利用者の選択また事業者や自主的判断に委ねる。このようなプロセスの結果後も調整が取れない場合は行政が再構築を考えていくが指定されない可能性もある。

これらも明日のワーキングで内容を検討していく。



シンポジウム (15:30~17:25)

<テーマ> 「子ども・子育て新システムへの提言」

<パネラー> 厚生労働省保育課長 橋本 泰宏 氏
かおる保育園園長(熊本県) 古川 豊 氏
明円寺保育園副園長(大分県) 佐藤 里代 氏
保育総合研究会事務局長 東ヶ崎 静仁

<コーディネーター> 保育総合研究会副会長 坂崎 隆浩



<坂崎> それでは先ほどの厚生労働省橋本氏より、子ども・子育て新システム「中間取りまとめの概要」等の説明を受け、パネラーの皆様から質問及び要望を聞きたいと思います。まずは古川先生お願いします。

<古川> [財源確保について質問]

①総合施設になると、定員はどのような基準で決まるのでしょうか。

②幼稚園教諭と保育士の給与はどのようになるのでしょうか。

③障害児や児童虐待児など応諾義務で総合施設は受け入れることになるかとされていますが、現在でも障害児に関しては一般財源ですが、新システムでもやはり一般財源なのでしょうか。

[指定制についての要望]

①供給過多の地域において、指定は需要に見合うだけに絞ってほしい。

<坂崎> 次に佐藤先生お願いします。

<佐藤> [質問]

①保育園と幼稚園が子ども園に移行した時の定員基準。

②子どもたちの処遇。

[提言]

①人口が減少をたどる地域で、こども園に移行した時、幼稚園は園舎が大規模な中、保育園とのバランスをどう保つのか。

<坂崎> では、次に東ヶ崎先生お願いします。

<東ヶ崎> [質問]

①保育所と幼稚園の基準について、同一とするのか。

②子ども園給付は、現在一般財源化している公立保育所の扱いはどうなるのか。

[提言]

①公的契約(直接契約)には応諾義務が必要ですが、保育料滞納等で解除できる仕組みの中で、解除された子どもの保育所を市町村が紹介・斡旋を義務化して児童保護を補完するなど市町村との連携は不可欠である。

<坂崎> ありがとうございました。それでは橋本課長、それぞれにお答えをお願いします。

<橋本> それでは、古川先生の質問等から答えます。

①定員枠をどうやって設けるのかということですが市町村の事業計画によって決まり、需要と供給を見て決めていくこととなります。

②次に幼稚園教諭と保育士の給与は子ども園給料となり、幼稚園は公定価格化するものと思います。



保総研24. 25年度事業（仮称）歳児別保育（世界文化社委託事業）冊子作成の公募について

③次に障害児や児童虐待児などの一般財源ですが、障害児をどうするのかの基準はまだできていないのが現状です。障害児にかかるコストを考え、発達障害、グレーゾーンの子どもにも手を差し伸べる施策が必要と思います。

指定性についての要望ですが供給過多の地域においては、まずは新規の指定を留めることになります。

次に佐藤先生の質問等に答えます。

①定員の基準については、保育認定を受けた子と受けない子とは別もの扱いであり、それは市町村が把握すべきことと思います。

②子どもたちの処遇については「子ども指針」を位置付け整理することが必要であり、0歳からいる子どもと短時間保育の子との格差ができることも考え、就学前のあり方も考えなければいけない。

次に東ヶ崎先生の質問に答えます。

①保育所と幼稚園の基準については現基準を基にして、子ども園の基準を定めたい。

②公立保育所の扱いについては、公立抜きで新システムを行うことはない。

3名の方々からの質問等にぎりぎりのところで答えました。話の中で今の保育所の現場の質の確保をすること。それは、増税ということがなければ解決できない。子育ての正しい姿を作りたいと思っています。

<坂崎>橋本課長ありがとうございました。

保育現場の質の確保という話しができましたが、新システムにおいて保育認定が単なる保育の必要性の認定ではなく、保育が必要な子どもに対して確実に保育の実施が保障される供給体制の整備、また最低基準を下回る保育環境は子どもの健全な発達上有害であり、市町村事業計画の策定や指定制の導入に際しては、乳幼児の発達や生活環境に相応しい基準に計画的に改善することを望みます。



お知らせ

(1)11月25日、毎日新聞に第39回定例会の記事が掲載されました。



◆幼保一体化新システムへの提言相次ぐ

保育総合研究会（事務局・茨城県）第39回定例会がパトリア日田であった。日田市民間保育園連盟（佐藤里代会長）との共催で、保育園や行政機関など全国140人が参加。橋本泰宏厚労省保育課長が保育所の定員増、待機児童数の減少傾向などを踏まえ、子ども・子育て新システム中間まとめ（7月）や幼保一体化・こども指針（仮称）を解説した。日田市では認定こども園問題を巡り、保育園と幼稚園が対立。シンポジウムで新システムへの提言が相次いだ。



(2)本年度年次大会は、平成24年2月24日・25日東京のアイビーホール青学会館で行われます。講師は24日内閣府藤原参事官、25日は白梅学園大学教授無藤隆氏です。皆様お誘い合わせの上、参加下さいますようお願い申し上げます。

当保総研にて「歳児別保育」の本を2年間に分けて01. 2. 3. 4. 5歳児別を出版することになりました。

1年目の24年度（25年2月発刊予定）には 01. 2. 5歳児の3冊を一気に出す運びに考えています。

つきましては01. 2. 5歳児別に3委員会を立ち上げて進めようと考えています。是非編集等に関わる仕事をしたい方は（旅費等完全に手弁当の形ですが）副会長の坂崎宛にごメール等で是非仕事をしたいとご一報下さい。

尚、会員の皆様にはサポートブック同様に必ず執筆依頼が行きますので宜しくお願いします。

委員の申込先（何歳児希望を書いて下さっても構いません。必ずメールでください。）

連絡先 〒038-3532
青森県北津軽郡鶴田町野木字東松虫3-2

野木保育園 坂崎まで
電話 0173-22-5719
0173-22-6013
nogiho225719@r15.7-dj.com

携帯 090-6252-3699

おおまかな予定

24年2/25(土)午後 3委員会の第一回打ち合わせ(年次大会終了後)
委員になられる方は最終の飛行機等遅めに設定して下さい。
24年8月末原稿×切 25年2月01. 2. 5歳児発刊予定

